

栗 谷 町 会 規 約

- 第 1 条 本会は川崎市多摩区栗谷町会と称し、事務所を会長宅に置く
- 第 2 条 本会は栗谷に在住する者を以って組織する。
- 第 3 条 本会は栗谷地域の向上発展と健全な育成を図り、栗谷町会運営の万全を期する共に、会員相互の連繋を密にし相互共励の実をあげることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事項を行う。
- (1) 栗谷町会会館の維持管理及びに運営
 - (2) 会員の教育並びに相互の親睦
 - (3) 会員の福利厚生
 - (4) 交通安全の教養と施設
 - (5) 防火並びに消防団に対する援助協力
 - (6) 広報活動
 - (7) 町内の浄化並びに清掃
 - (8) 他団体との連繋並びに官公庁との交渉
 - (9) その他本会の目的達成に必要な事項
- 第 5 条 本会は次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 4 名以内 |
| (2) 会 計 | 1 名 | (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 準理事 | 若干名 | | |
- 第 6 条 会長は本会を代表すると共に、会務を掌握し、会議を招集する。
- 第 7 条 副会長及び理事は会長を補佐し、会務の実施に当り、会長事故ある時は、その代行をなす。
- 第 8 条 会計は会の経理を掌る。
- 第 9 条 本会に会計監査委員 2 名を委嘱し、会計監査する。
- 第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
顧問及び相談役は役員会の議を経て会長これを委託する。
- 第 11 条 本会を 1・2・3・4 丁目の 4 地区に分け、各地区に班を置く
- 第 12 条 各班より班長 1 名を選出する。班長は役員との連繋を図り班の運営を掌る。

- 第13条 本会は各部長と相互に密接な連繋をとり、円満な遂行を図る。
- 第14条 役員を選出は会長が会員の中から推薦委員を選出し、推薦委員会を設置する。
推薦委員会にて3月中に次期役員を選出し、総会の承認を得る。
- 第15条 役員並びに監査委員の任期は2ヵ年とし、再任は妨げない。
- 第16条 本会は年1回の総会を開き、次の事項を処理する。総会は出席者の過半数の賛成を得て成立する。但し、必要ある時は臨時総会を開くことができる。
(1) 役員選出の件 (2) 会務及び会計に関する件
(3) その他重要な事項
- 第17条 役員並びに班長会は必要に応じ随時これを開く。
- 第18条 各部は次のように定める。部長は役員会にて推薦し、任期は役員と同じとし又、必要に応じて部の増減をする事ができる。
① 総務部 ② 交通部 ③ 防犯部 ④ 防火防災部 ⑤ 婦人部
⑥ 児童部 ⑦ 福祉部 ⑧ 環境部 ⑨ 成年部
- 第19条 行政機関よりの要請に依り、役員会は下記の委員を推薦する。何れも若干名
① 民生(児童)委員 ② 青少年指導員 ③ スポーツ推進委員
④ 社会福祉協議会委員 ⑤ 防犯指導員 ⑥ 婦人消防隊委員会委員
⑦ 廃棄物減量指導員
- 第20条 必要に応じ特別委員会を構成することが出来る。
- 第21条 本会を運営するため会員より徴収した会費及び寄付金、その他収入をもって充てる。
但し、必要に応じ臨時会費を徴収することが出来る。また会員が退会した場合は、退会した月以降の徴収した会費を返金することが出来る。
- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第23条 本規約は総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則 この規約は 平成2年4月22日から改正施行する。
この規約は 平成9年4月20日から改正施行する。
この規約は 平成12年4月16日から改正施行する。
この規約は 平成28年4月17日から改正施行する。
この規約は 平成30年4月22日から改正施行する。
この規約は 令和5年4月16日から改正施行する。